



うえの事務所通信

師走に入り寒さが一段と増しました。朝、布団から出るのが億劫ですが、群馬はスキー産業が盛んですので寒くなり雪も降って安堵しています。年明けはスノーボードをしてくる予定です。

皆様には本年も大変お世話になりました。

弊所では皆様のお役に立てるよう邁進する所存ですので、来年も引き続きご愛顧のほどお願い申し上げます。

年末は12月27日(金)まで、年始は1月6日(月)から営業いたします。

.....

試用期間中の社員の解雇が有効とされた事例 -日本コーキ事件-東京地裁令和3年10月20日判決

会社Yが試用期間中のローパフォーマー社員Xを解雇した事例をご紹介します。

会社Yは溶接を要する製造業の会社で、繁忙となったことから、即戦力となる溶接経験者を雇い入れる目的で、求人票にもその旨を明記したうえで募集を行いました。

会社YはXの履歴書や職務経歴書からは、Xが商品化に耐えられるだけの溶接の技術力を持っていて会社の即戦力として期待できるものと受け取れたためXを採用しましたが、実際にはXは専門学校を卒業したばかりの者が製作するような製品すら製作することができませんでした。

Xは製品を数百点製作しましたがいずれもレベルが低く、商品化に耐えられるようなものではありませんでした。さらに、Xは課長との面接で「溶接のポイントがずれている。」という指摘を受けましたが、その後の代表者との面接で課長の指摘の趣旨が理解できないと述べ、その後も溶接不良は改善されませんでした。そこで、会社YはXを解雇したところ、Xは会社Yを不当解雇で訴えました。

裁判所は、会社Yの解雇を有効と判断しています。

試用雇用期間中であっても解雇の有効性は原則厳しく判断されるのですが、本件は、

- ①即戦力となることを期待し、求人票にその旨を明記したうえで中途採用であったこと、
 - ②Xの能力が欠けていることが証拠上明確だったこと、
 - ③課長からのポイントのずれの指摘に対し、Xが「理解できない。」との回答をしていたこと、
- 等から解雇の有効性が認められています。

中途採用であれば解雇規制を比較的緩やかに考える一つの事例となりますので、会社側としては有難い裁判例です。

…編集後記…

館林市は人口7.4万人の地方都市ですが、最近、館林市に住んでいて良かったと思うこととして図書館でベストセラーがすぐ借りられるということがあります。

写真の2冊も人気のある本ですからおそらく人口の多い地域では借りられるまでそれなりに待つでしょうが、館林市の図書館では直ぐに借りられました。

特に驚いたのが、9月頃、ふらっと図書館に行った際に今年芥川賞を受賞した「バリ山行」が貸出可能書籍として棚に置かれていて、その場ですぐ借りられたことです。東京等の図書館ではこの本は少なくとも1年は待たないと借りられないと思います。ちなみに「バリ山行」のバリというのはバリエーションルートの略で通常の登山道でないルートという意味で、インドネシアのバリ島とは関係ありません。

地方では図書館の存在により本屋が衰退し閉鎖に追い込まれているという説があります。この説はもっともだとも思わなくもないですが、「バリ山行」にしても写真の2冊にしても私は図書館に置いていなければ読むことはなかったでしょう。ですが「無料ならば」と読んでみたところ、登山道を行かない登山や女性狙撃手目線の独露戦争など全く知らなかった世界を垣間見ることができ非常に興味深かったです。買いた本は本屋で買っておりますので、少なくとも私の場合、図書館に本があることによって本を買わなくなっているということはありません。



裏面にセミナーのご案内がございます